

議案第79号

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年6月1日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例  
川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例（平成4年川崎市条例第51号）の一部を次のように改正する。

目次中「市が設置する」を削り、「第41条の6」を「第41条の13」に、「第41条の7」を「第41条の14」に改める。

「第5章の2 市が設置する一般廃棄物処理施設」を「第5章の2 一般廃棄物処理施設」に改める。

第41条の2中「準用する」を「読み替えて準用する」に改める。

第5章の2第2節中第41条の7を第41条の14とする。

第41条の6中「生活環境影響調査」を「生活環境影響調査等」に、「調査書を」を「調査書、非常災害調査書又は受託者調査書（以下「調査書等」という。）の写しを」に、「調査書の」を「調査書等の」に改め、第5章の2第1節中同条を第41条の13とする。

第41条の5中「対象施設の設置が川崎市環境影響評価に関する条例」を「対

象施設、非常災害対象施設又は受託者対象施設（以下「対象施設等」という。）の設置又は変更が川崎市環境影響評価に関する条例」に、「生活環境影響調査に相当する内容を含むときは」を「生活環境影響調査、非常災害生活環境影響調査又は受託者生活環境影響調査（以下「生活環境影響調査等」という。）に相当する内容を含むときは」に、「前2条」を「市が対象施設又は非常災害対象施設を設置し、又は変更する場合にあっては第41条の4及び第41条の5、受託者が受託者対象施設を設置し、又は変更する場合にあっては第41条の7から前条まで」に、「。対象施設の設置」を「。対象施設等の設置又は変更」に、「生活環境影響調査に相当する内容を含むときも」を「生活環境影響調査等に相当する内容を含むときも」に改め、同条を第41条の12とする。

第41条の4中「調査書」の次に「又は非常災害調査書」を、「対象施設」の次に「又は非常災害対象施設」を加え、同条に次のただし書及び1項を加える。

ただし、当該非常災害調査書を縦覧に供した場合であって、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止のため非常災害により生じた廃棄物の処分を特に迅速に行わなければならないと市長が認めるときは、当該期限を繰り上げることができる。

2 前項の意見書の提出先は、前条本文の規定による告示において指定するものとする。

第41条の4を第41条の5とし、同条の次に次の6条を加える。

（委託を受けた者に係る縦覧等の対象施設）

第41条の6 法第9条の3の3第2項（同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による法第9条の3の3第1項に規定する調査（以下「受託者生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「受託者調査書」という。）

の縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設（以下「受託者対象施設」という。）の種類は、政令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設とする。

（縦覧に供する旨の届出）

第41条の7 市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、受託者生活環境影響調査を行ったときは、規則で定めるところにより、受託者調査書を添えて、当該受託者調査書を縦覧に供する旨を市長に届け出なければならない。

（受託者が縦覧する旨の告示）

第41条の8 市長は、前条の規定による届出があったときは、速やかに受託者が受託者調査書を縦覧に供する旨、当該縦覧の場所、縦覧期間その他必要な事項を告示するものとする。

2 前項の縦覧期間は、同項の規定による告示の日から起算して30日間とする。ただし、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止のため非常災害により生じた廃棄物の処分を特に迅速に行わなければならないと市長が認めるときは、当該縦覧期間を短縮することができる。

（受託者による縦覧）

第41条の9 受託者は、前条第1項の規定により告示された縦覧の場所で、同条第2項に規定する縦覧期間中、受託者調査書を縦覧に供するものとする。

（受託者に対する意見書の提出）

第41条の10 前条の規定により受託者が受託者調査書を縦覧に供したときは、当該受託者対象施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、受託者に対して生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

2 前項の意見書の提出先は、第41条の8第1項の規定による告示において指定するものとする。

3 第1項の意見書の提出期限は、第41条の8第1項の規定による告示のあった日の翌日から起算して45日を経過する日までとする。ただし、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止のため非常災害により生じた廃棄物の処分を特に迅速に行わなければならないと市長が認めるときは、当該提出期限を繰り上げることができる。

(意見書についての受託者の見解等)

第41条の11 受託者は、前条第1項の意見書の提出があったときは、当該意見書についての受託者の見解を記載した書類を作成し、遅滞なく、当該意見書と併せて市長に提出しなければならない。

2 受託者は、前条第1項の意見書の提出がなかったときは、速やかにその旨を市長に書面により報告しなければならない。

第41条の3中「前条各号」を「第41条の2各号」に改め、「生活環境影響調査」の次に「又は前条各号に定める非常災害対象施設に係る非常災害生活環境影響調査」を、「調査書」の次に「又は非常災害調査書」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該非常災害生活環境影響調査を実施した場合であって、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止のため非常災害により生じた廃棄物の処分を特に迅速に行わなければならないと市長が認めるときは、当該期間を短縮することができる。

第41条の3を第41条の4とする。

第41条の2の次に次の1条を加える。

(非常災害に係る縦覧等の対象施設)

第41条の3 法第9条の3の2第2項の規定により適用する法第9条の3第2項(同条第9項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による同条第1項に規定する調査(以下「非常災害生活環境影響調査」という。)

の結果を記載した書類（以下「非常災害調査書」という。）の縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設（以下「非常災害対象施設」という。）の種類は、次のとおりとする。

- (1) 政令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設
- (2) 政令第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 参考資料

#### 制 定 要 旨

非常災害により生じた廃棄物の処分を行うために一般廃棄物処理施設を設置し、又は変更する場合の生活環境影響調査結果の縦覧等に係る手続を定めるため、この条例を制定するものである。